

会 議 報 告

会議名	第7期東久留米市市民環境会議第11回全体会
日 時	令和3年7月14日(水) 13時30分~16時10分
場所	東久留米市役所7階702会議室
出席委員	10 名
欠席委員	3名
事 務 局	環境政策課長、緑と公園係長、計画調整係主事
次 第	●議事
	(1) 第10回全体会会議報告の確認 …資料1
	(2) 第7期活動報告書及び提言書について …資料2-1~2-4、資料3
	●報告・連絡事項
	(1)座長より報告
	(2)環境政策課からの連絡事項
	(3)各グループからの連絡事項
	(4) その他の連絡事項等
配布資料	【資料1】 第10回全体会会議報告(案)
	【資料2-1】活動報告書Ⅰはじめに、Vまとめ、VI第8期への引継ぎ事項(案)
	【資料2−2】活動報告書Ⅱ水とみどりグループ報告(案)
	【資料2-3】活動報告書Ⅲエコなくらしグループ報告(案)
	【資料2-4】活動報告書IVみんなでワークグループ報告(案)
	【資料3】提言書(案)
	【資料4】令和2年度みどり東京・温暖化防止プロジェクト助成金収支報告書(市民環境会議
	分)
内 容	会議の主要な内容が第7期活動報告書についてなので、先に報告・連絡事項から進めた。
	●報告・連絡事項
	(1) 座長より報告
	7月7日の情報交換会の口頭報告があり、課からの補足説明や委員の意見提示があった。
	①第6期の市長への提言の取扱いについて
	○座長説明
	・第6期の市長への提言に対し、文書回答がないことについて、話し合いを行った。 ・当日、市から一定の説明があった。
	○委員意見と市の回答
	・委員意見:市長への提言については第10回全体会で継続審議となっていたはずなので
	それが情報連絡会で処理されることについて疑問であり、今回の全体会で決着すべきで
	ある。懸案事項は、一つは口頭ではなく文書で回答を求めたいこと、もう一つは回答の
	位置づけ、即ち、回答いただいたものが、提言への市長のレスポンスを踏まえて課とし
	て回答したものなのかの2点である。
	・市の回答(文書回答について):市の事務の取扱事項で明確な取り決めはないので、提
	言についての取扱いについて市として今後どうしていくかはご意見をいただき、考えて
	いきたい。



- ・市の回答(回答の位置づけについて): 市長へあげていることは間違いないが、回答については歴代の課長が市として回答している。提言に対して回答する内容を市長にあげているかというとそうではない場合もあると考えている。これまでの事務の取扱いの中で明確になっていなかった部分があったのかもしれないという反省点はある。
 - ⇒あまり明確とは言えないが、とりあえず了解としたい。
- ②市HPへの第6期会議録の公表について
- ○座長報告
 - ・市の情報管理の仕方について確認いただき、問題なければ掲載していく方向で考えていく。
- ○課からの補足
 - ・人事異動等の中で漏れがあったのかもしれないのでお詫びする。その上で、環境政策課 として、どう対応していくか考えていく。
- ※なお、今回、情報交換会の会議録が出ていないことに対し、環境政策課よりお詫びし、会議録(案)を早急に座長、副座長に確認いただき、その後、各委員へ送付することとした。
- (2) 環境政策課からの連絡事項
- ①令和2年度みどり東京・温暖化防止プロジェクト助成金収支報告書(市民環境会議分)について
 - ・資料4に記載されている内容の説明があった。
 - ・みどり東京・温暖化防止プロジェクト助成金12万円は、自治調査会から市に助成金として入ってきた金額(100万円)のうち、市民環境会議の活動費として配分されたものであり、市の予算(一般財源)ではないことの補足説明があった。
 - ⇒委員意見:市民環境会議の活動にかける予算として、自前予算分も無く、環境を誇る 市として、今の時代にいかにも少ないのではないか。
 - ⇒市の一般財源から支出することは財政課や議会も絡むことになる。
- ②第25回東久留米市環境フェスティバルについて
 - ・初の試みである、ブックレットが作成されたことと、市HPでの動画配信が行われたことの報告があった。動画配信は9月1日正午まで見られる。
 - ⇒委員意見:今回のフェスティバルは33団体からの参加があり、うち18団体が動画 作成を行ったが、これまで参加していた団体が動画作成には不参加となったこと、動 画を作成するにあたり、ハードルが高かったのではないかといった懸念もある。反省 会は行われないのか?
 - ⇒実行委員会として反省会は行わない予定と聞いている。
- ③第8期市民環境会議の募集について
 - 全13名の応募があった。



※13名中7名が新規応募であることを後刻メールでお知らせ。

・当初は8月上旬に委嘱を行う予定であったが、緊急事態宣言が8月22日までとなって いることから変更する可能性がある。

④第三次緑の基本計画策定支援業及び生きもの調査委託について

- ・現行の第二次緑の基本計画中間見直しが令和4年度末で計画期間終了となるため、第三 次緑の基本計画に生物多様性戦略を包含する形での策定と、生きもの調査を行う
- ・審査委員会でプロポーザルによる選定を実施していた。そのうえで、今回、アジア航測 株式会社が優先交渉権者となり、今後、契約に向けて動いていく。
- ・検討部会員の公募等については、環境審議会に諮問し、検討部会を設けたのちに公募す る。

(3) 各グループからの連絡事項

①第1グループ

- ・7月1日に会議を開き、今回の報告書と詳細報告書(第1グループのみの資料とする約70頁の報告書)を作成した。
- ・下水道未接続の解消と緑地計画の地域の確保について、グループ報告書の中に入れている。
- ・会議終了後、東久留米駅西口テラスと市役所2階に掲げている「湧水・清流保全都市宣言」の横断幕の撤去の手伝いを行った。

②第2グループ

・7月は会議を行わなかった。

③第3グループ

・7月5日に会議を開き、活動のまとめを行った。

●議事

- (1) 第10回全体会会議報告の確認
 - ・第7期活動報告書について時間を割くため、会議報告書(案)については、加除修正等があれば7月21日(水)までに事務局に連絡することとする。

(2) 第7期活動報告書について

- ①報告書全体部分について
 - 資料2-1により座長の説明があった。
 - ・内容、誤字脱字等があれば7月21日(水)までに座長宛にメールで連絡する。
 - ・全体目次案が示されていないが、従来からのやり方で言えば、資料2-1の「1 はじめに」は「I」、「まとめ」が「V」、「第8期への引継ぎ事項」が「VI」という体裁になる。
 - 「まとめ」に「2協働について」とあるが、全体会で一度も「協働」について議論した



ことはないので削除する。

- ②第1グループの報告について資料2-2により土屋リーダーから説明があった。
 - ・別表1の「宣言周知の取組」の中で横断幕を掲示したとあるが、あくまで設置主体は市である。第1グループはそれに協力したという形の文言に修正する。
- ③第2グループの報告について資料2-3により若原リーダーから説明があった。
 - ・「2. 部会の体制」を「2. グループの体制」に修正する。また、表にある「グループ 長」を「グループリーダー」に修正する。
 - ・「3. 活動経過と成果」については「成果」がなかったので、各々の箇所では「結果」 という表現にしている。
 - ・「4. 課題と提案 (2) ①」に「『環境の基本ガイダンス』を行う」とあるが、第8期 の市民環境会議委員に行ってもらいたい、という提案である。
 - ・「4. 課題と提案 (2)③」については予算が絡む内容となるという意見に対し、第 8期の市民環境会議の中で何か結論が出せればという期待を込めて提案している。
 - ⇒「4. 課題と提案」はどのような位置づけなのか。第8期のグループへの提案、市民環境会議全体への提案、あるいは行政への提案なのか?誰に向けての提案なのかを明確にした方が良いという意見が出た。
 - \Rightarrow 「4. 課題と提案」を「4. 課題と提案(次期に向けて)」とする。
 - ・第1グループのように、細かい会議録を作った方が良いかについては検討する。
- ④第3グループの報告について資料2-4により田中リーダーから説明があった。
 - ⇒協働ハブについて触れているが、誰が誰に要望するのか。
 - ⇒協働とはどのようなものかやったうえで、将来的に情報の交流の場、活動の場が増えた ときにハブが必要となる。第7期ではできなかったので、第8期の委員には協働ハブの 実現に向けて動いてもらいたいと考えている。
- (3) 第7期の提言書について

資料3により座長から説明があった後、意見交換した。

- ①「1『湧水・清流保全都市宣言』を市内外に再度発信を。」
 - ・「~ビデオ内の「東京別世界 東久留米」にも「湧水・清流保全都市宣言」を付記~」 とあるが、ビデオを直してその文言を入れるということであれば著作権の問題があり、 付記するのは不可能。
 - ⇒例えば「市HP内のビデオの紹介ページに文言を入れる」というような意味での提言 の書き方にする。
- ②「2 家庭排水の下水道接続率・100%の早期実現を。」
 - 「~奥多摩を流れる秋川と~」を「~奥多摩を流れる秋川等と~」に修正する。
 - ・提案者の考えは、「下水道未接続の中には、河川に汚水として排出された美観上好ましくない箇所や、排出された汚水により環境基準(水浴)の大腸菌群数を超えている箇所がある。これでは親水広場などで子供たちに水遊びしてくださいと市民にアピール



できないし、『湧水・清流保全都市宣言』をしたまちとして胸も張れないので、未接 続世帯の早期解消に向けて行政として一層の対応を期待する」というものであり、そ のような趣旨で書き替えてほしい。

⇒対応する。

- ③「3 公共施設へ雨水浸透施設の設置の推進を。」及び「4 都立六仙公園の整備に市民意見を。」
 - ・7期の市民環境会議で全く議論していない事項でもあり、削除するのが良い ⇒削除する。
- ④「5 家庭ごみの有料化の推進によるごみ減量・資源化の効果について。」
 - ・これまで第2グループでは、海洋プラスチックごみについて熱心に討議されていたと理解している。それに触れることなく市長に提言するのか。
 - ⇒内容をさらに厚くする。
- ⑤資料に記載されていない新規事項について
- ○市民環境会議と環境審議会との協働・連携について
 - ・この関係を推進することを市長に提言できないか。提言が難しければ第8期への全体会 としての提案をできないか。
 - ⇒市長への提言ではなく、第8期への提案として入れることとする。

○緑に関する計画について

- ・竹林公園付近に宅地化されたことに関し、第二次緑の基本計画中間見直しの保存ゾーニング指定に入っていることに対しての規制があるのかについて聞きたい。
 - ⇒市の計画があって公有地として取得するような法的規制はない。一方で、竹林公園に 隣接している土地の購入に関し、過去に地権者との間で協議をさせていただいた経緯 はあるが、地権者の事情により不動産会社へ売却された経過がある。
 - ⇒竹林公園に隣接する土地が宅地化されたことについては水とみどりグループで話が 出たが、市としての環境資産、観光資産として著しく棄損されたと感じている。つま りは、竹林公園のみならず、他の公園や緑地において、広い視点で資産、資源を活か すという意味で計画を見直すべきではないかと言うことである。但し、市民環境会議 の提言書としてそれらを入れるのは直ちには難しいと思う。
 - ⇒上記の内容は提言書には追加しない。

○関連して、市HPのリンク等について

- ・環境審議会の議事録、市民環境会議の議事録を載せているページに要綱や規則のリンクがないので、それを貼っていただきたい。
 - ⇒HPの作りについて様々なご意見をいただいているので、環境政策課としてどのようなことができるかは検討していくとともに、HPを担当している部署にも意見は伝えていく。

(4) 今後の予定

今後、報告書及び市長への提言書をまとめていくにあたり、7月21日(水)までに座長、



各グループリーダーに直接意見等をあげていく。その後、情報交換会で集まり集約した意見等を踏まえ作成していく。報告書には第7期の会議開催一覧、第7期委員名簿、市民環境会議選営要領を付ける。